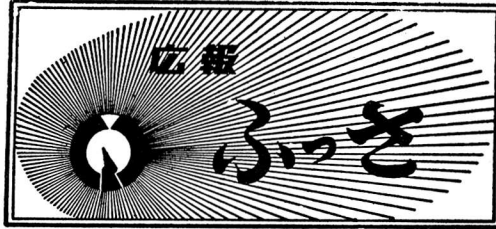


市の人口

昭和46年4月1日現在
 住民台帳人口38,576人

内 { 男 18,944人
 女 19,632人

世帯数 12,407



1971. 4. 17

No. 109

発行所 福生市役所
 発行兼 企画調査室
 編集人
 電話51-1511・内線212



写真は第6小1年生の横顔

一年生のみなさんへ

六小二年 一木敬代

一年生のみなさん、ご入学おめでと
 うございます。

学校は、ようちえんやはいくえんよ
 りもったのしいです。

ちょうれいのとときみんで歌う仲よ
 ししゅうかいや、理科のじっけんはお
 もしろいです。

みんでたべるおいしい給食。

夏はプールでおよげます。

ながいながい夏休みがおわると、う
 んどうかいやえんそく、そして、学
 び会がまっています。

みんな先生がたとおともだちがいっ
 しょにすることばかりです。

一年生のみなさん、あしたから元
 気に学校へきてください。そして、毎日
 仲よく、べんきょうしたり、あそん
 だりしましょう。

4月/46

明るく住みよい福生市を旨として

昭和46年度予算 17億5092万9000円

土木、教育、福祉、環境衛生を

重点施策に

市の財政もみなさんのご家庭と同じように入のお金と使
うお金にわけて、いろいろな財政計画をたてますが、昭和
四十六年度の予算が三月の定例議会でできました。
また、開会のはじめに、市長の施政方針が示されました
が、内容は、住みよいまちづくりを旨とし、つぎの四本の
柱が中心となっています。

- ・都市開発の促進
- ・教育環境の整備
- ・社会福祉の充実
- ・環境衛生の整備と民生の安定

これらの四つの目標を中心に、限られた財源を最も効果
的に使い事業をすすめます。

予算は一般会計、特別会計あわ
せて、十七億五〇九二万九千円で
前年度にくらべて三四・八％ふえ
ました。
また、水道事業会計は二億七三
三七万八千円で、前年度にくらべ

約二六％の減額となりました。
ここでは、学校、道路、衛生、
消防など、市の仕事の大部分をま
かなう一般会計予算十三億八三四
九万円の内容をお知らせします。

市税・地方交付税・国庫支 出金・都支出金

一般会計収入の四本柱

いろいろな事業をおこなうには
多額のお金が必要ですが、一般会
計の歳入の中で、きわだって大き
な位置を占めているものが四つあ
ります。

さんからおさめていただく税金
で、収入の四二・八％をしめてい
ます。これは市民税、固定資産税
などにわかれておりますが、前年
度にくらべると一億四六四万五千
円多く、三二・八％の増額となつて

昭和46年度一般会計予算割合

その他 6.3%	歳入	その他 4.9%
諸収入 5996万円 4.3%		消防費 7,465万円 5.4%
国庫提供施設等所在市町村 6.7%		公債費 8,018万円 5.8%
助成交付金等 9,200万円		衛生費 1億4,324万円 10.4%
都支出金 11.9%		総務費 1億8,888万円 13.6%
1億6,466万円		民生費 2億5,294万円 18.3%
国庫支出金 12.8%		土木費 2億6,098万円 18.9%
1億7,716万円		教育費 3億1,350万円 22.7%
地方交付税 15.2%		
2億1,000万円		
市税 42.8%		
5億9,245万円		

13億8,349万円

昭和46年度会計別予算額

一般会計	13億8,349万円
特別会計	3億6,743万円
(特別会計の内訳)	
区画整理会計	1億6,955万円
国保会計	1億6,813万円
と畜場会計	2,706万円
公益質屋会計	219万円
公共用地会計	50万円
一般特別会計の合計額	17億5,092万円

注 企業会計(水道事業)は5頁参照

います。これは主として市民の所得の伸びを基本に算出したものです。

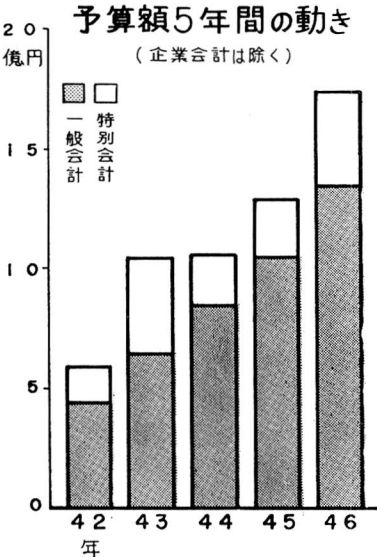
二本目の柱は、地方交付税です。これは国が市に対して交付してくるお金で、昨年度よりも、四五〇〇万円の増額ですが、これは、土地開発のための基金がふえたためです。算出方法は、福生市がその年度にどうしても必要な額（財政需要額）を一定の方法で算出しますが、これに対して、市税などの収入額（基準収入額）が少ないために、その差額を交付税でもらうわけです。ですから、地方交付税が多いということは市の財政の苦しいことを示しています。

三本目の柱は、国庫支出金ですが、これは国が市に対して民生、土木、衛生、教育などあらゆる分野に補助してくれるお金で、前年

度にくらへ九二・二％もの増額となりました。これは市制施行に伴い移管された多くの事務に対する補助がふえたためです。

四本目の柱は、都支出金で東京都が市に対して補助してくれるお金で、国庫支出金と同様いろいろな分野に対して補助されます。以上が収入の大きな柱ですが、市が独自で得られるお金は、総収入の五〇・四％にすぎず、約五〇％は国や都の補助金や借入金であり、苦しい財政事情を示しています。

しかし、限られた財源を最も有効に使い、みなさんの生活がより豊かに住みよくなるよう重点的に事業をすすめていきます。



一般会計

十三億八三四九万円の

主な使い方

近い将来文化生活の大課題である下水道の建設はどうしてもしなければならず、この多額の支出を要する事業を着手する前に、将来の発展につなげる事業はできるだけすすめていきます。

主な使いみちを、本年度の重点目標の四本の柱にわけお知らせします。その他総体的な支出割合は別表一をごらんください。

道路改修を重点に 区画整理事業も推進

都市開発を すすめるために

住みよいまちづくりを目ざし、多摩河原と加美平の区画整理をすすめ、また福生駅東口の開発についても、関係市民のご意見を十分お聞きしてすすめていきます。

また主要道路の舗装についても昨年に引き続き本年も重点的に実施いたしますが、本年は延長四三〇〇米を予定しています。なお、交通安全施設の設置と排水にも重点をおきます。

- ▽ 将来の下水道の主要幹線となる横田基地排水路についても引き続きおこないます。
- ▽ 加美平区画整理に 四〇〇〇万円
- ▽ 多摩河原区画整理に 一〇〇〇万円
- ▽ 都市下水道費として 一・二八万円
- ▽ 道路の新設、及び舗装のため 七三三・八万円
- ▽ 道路維持のため 三三・四万円
- ▽ 市道一九一、一九五号線舗装のために…… 三三・七六万円
- ▽ 中央幹線排水路工事のため 四二・四万円
- ▽ 公園の整備と維持のため 二五〇万円
- ▽ 交通安全施設の建設に…… 六二・六万円
- ▽ 橋の維持のために…… 七九・九万円
- ▽ (失業対策事業) 市道舗装、側溝新設に 二五〇万円



進む多摩河原区画整理事業

市民文化スポーツセンターを建設

六小に体育館とプール

教育施設の充実のために

次代になうこともたちがよりよい環境の中で学べるよう本年度も教育施設の整備に力を入れます。

第一小分校を第六小として独立させ、特別教室をはじめ六教室を増設、体育館及びプールも新設します。また第三小を三教室増設するほか、各校の排水設備を完備し、給食用冷蔵庫も全校に設置します。また児童生徒の個人的な問題を解決するため教育相談室を開設し先生方の教育内容の指針となる指導主事を常設します。また福祉会館内の図書室の本を充実させ、職員をおき一般市民に貸出できるようにいたします。なお、市民の体位向上と文化の向上をはかるため、市民文化スポ

ーツセンターの建設を三年計画で柳山公園近くに建設します。規模は鉄筋二階建て、一階は会議室、郷土資料室など、二階は五百人分の観客席を設け、約三〇〇〇人収容の集会場としても使用できるよう計画しております。

- ▽ 第六小学校増築に…… 五四一三万円
- ▽ プール建設に…… 八四五万円
- ▽ 屋内運動場建設に…… 三〇〇〇万円
- ▽ 第三小学校増築に…… 三三一二万円
- ▽ 小学校管理に…… 七四六八万円
- ▽ 給食管理のために…… 五三九万円
- ▽ 中学校管理に…… 二一〇三万円
- ▽ 福生市育英会補助に…… 三〇万円
- ▽ 社会教育各種講師謝礼に…… (スポーツ教室も含む) 四九万円
- ▽ 福祉会館内図書室図書購入のため…… 五〇万円

- ▽ 社会教育団体補助金 四二二万円
- ▽ 市民総合体育大会費として 八〇万円
- ▽ 市民プールの維持に…… 一建設のために…… 一六四三万円
- ▽ 市民プールの維持に…… 五七万円

老人送迎用マイクロバスを配置

福祉諸施策も推進

社会福祉の充実のために

すべての人が明るく楽しい日々を過すことができるよう今年も社会福祉の向上には力を入れます。

下河原の「つくし保育園」は、四月から開園しましたが、熊川地区の幼児の保育に万全を期します。また福祉会館は、多くの老人の方の憩いの場として利用していただいておりますが、送迎用のマイクロバスを配置します。なお、生活扶助世帯の水道料金の基本料金を減免します。



子どもたちがすこやかに育つように……

- △ 学童保育のために…… 一七〇万円
- ▽ 老人クラブ補助に…… 一〇八万円
- ▽ 敬老金に…… 五七万円
- ▽ 福祉会館の管理に…… 一〇七二万円
- ▽ 市民会館の管理に…… 七三万円
- ▽ 老人送迎用バス購入…… 一四五万円
- ▽ 児童手当に…… 二三五〇万円
- ▽ 保育園児の委託料として…… 二九一七万円
- ▽ 市立保育園管理に…… 三七二万円
- ▽ 民間保育園施設補助…… 五〇万円
- ▽ 未認可保育室補助に…… 三七万円
- ▽ 老人保護措置のため…… 七六九万円
- ▽ 身体障害者扶助のため…… 五二万円
- ▽ 精神薄弱者のため…… 四〇万円
- ▽ 生活保護のために…… 八五三六万円
- ▽ 公益質屋会計へ繰出し…… 一〇〇万円
- ▽ 国民健康保健会計への繰出し…… 三〇〇万円
- ▽ 市営住宅の管理に…… 一四万円

公害調査を充実

緑化運動も推進

生活環境の整備と市民生活の安定のために

二市二町で運営する処理場の能力を現在の処理能力一日五〇トンから一五〇トンに改善し、水洗便所の汲取りについても一部補助します。

また都市化に伴い市内の緑も失なわれていますが、市の木、市の花を定め緑化をすすめます。

▼ 西多摩衛生組合負担金として 五一七〇万円

▼ じん芥処理のため 一三三七七万円

▼ し尿処理のため 四六五万円

▼ 予防接種に 一五二万円

▼ 公害対策に 一五二万円

▼ 伝染病組合負担金として 一〇五万円

▼ 混虫駆除に 一九九万円

▼ アメリカシロヒトリ防除に 二〇万円

▼ 商工会補助に 二五〇万円
▼ 中小企業振興資金として 一〇〇〇万円
▼ 農業振興補助 十二万円
▼ 防犯灯補助 一七一万円
▼ 狭山火葬場組合運営に 一七六万円
▼ 福生市消防団の維持に 九九一万円
▼ 防火貯水槽、消火柱の設置に 三一〇万円
▼ 福生地区消防組合負担金 五九四三万円



公害調査を充実

給配水施設の整備を重点に

=水道事業会計=

水道事業会計では、市民生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に予算をくみました。今年度は、料金を改訂してから四年目でありますが、あいつぐ諸物の値上がりなどあって、財政

収益的収入及び支出

収入		単位千円	
区分	予定額	昨年度予定額	比 較
水道事業収益	154,956	134,698	20,258
営業業収益	147,246	131,520	15,726
営業外収益	7,710	3,178	4,532
支出		単位千円	
区分	予定額	昨年度予定額	比 較
水道事業費用	152,156	134,631	17,525
営業業費用	102,712	92,519	10,193
営業外費用	46,444	39,112	7,332
予備費	3,000	3,000	0

資本的収入及び支出

収入		単位千円	
区分	予定額	昨年度予定額	比 較
資本的収入	85,900	200,750	△114,850
企業債	85,000	200,000	△115,000
工事負担金	900	750	150
支出		単位千円	
区分	予定額	昨年度予定額	比 較
資本的支出	121,222	234,830	△113,608
建設改良費	108,560	224,286	△115,726
企業債償還金	10,662	8,544	2,118
予備費	2,000	2,000	0

注 △は減を示す

- ※ 資本的収入が、資本的支出額に對し不足しますが、留保資金により補てんします。
- 企業債償還金……国や公営企業金庫等からの返還金
- 建設改良費……施設を改良するための費用
- 工事負担金……消火栓設置工事費の一般会計の負担分
- 企業債……国や公営企業金庫等から借り入れるお金
- 営業外費用……受託工事費及び支払利息など
- 営業費用……人件費その他一般経費
- 営業外収益……受託工事収益及び受取利息など

面に大きな影響が予想されますが、できるだけ費用を節約し、収入の確保や財産の効率的運用を図ります。

一方、将来予想される人口増等の需要に備え、市民のみなさんに、十分給水できるように、大小約四八五〇mの配水管の増設を中心に、給配水施設整備事業などをおこないます。その財源は長期借入金、企業債及び内部留保資金等です。

なお、収益的収支及び資本的収支は別表のとおりです。

収入支出の内容
営業収益……水道料金など



4850mの配水管を埋設

まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題

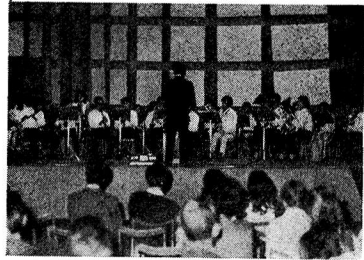
紫綬褒章を手にくつろぐ
館野さん



賞、昭和四十四年には東北地方発明協会から特賞を、昭和四十五年には内閣総理大臣賞をそれぞれ受賞しています。館野さんは「十三年間の研究生活の中でいくとこかいづまったこともありましたが、人間はいきづまった時こそ大きく飛躍するチャンスであるという信念をもってがんばってきました。これからの日本人は、どんどん発明し海外に輸出するようにしなければなりませんね。」と語っています。

三月二十八日、午後七時から、福生市吹奏楽愛好会の第一回演奏会が市民会館で開催されましたが、約二五〇名の人が集り、大変な盛況でした。
この福生市吹奏楽愛好会は、昨年十二月広報紙上でも紹介しましたが、市民による市民のためのバンドをつくらう」と福生中OBを中心に誕生したのですが、誕生以来一年、さまざまな苦労や努力の中で、第一回の発表会ができるまでに成長したものです。

盛況だった
福生市吹奏楽
愛好会
第一回演奏会



力はまだまだですが、これからの市民の期待に応えられるようがんばります。現在は、若い人が中心ですが、これからはあらゆる年齢層の人が集り、真の市民のバンドにしたいですね」と語っていました。

文化活動の育ちにくかった当市に、このように市民の中に自主的にできた団体が、市民に愛される団体として育ったことは、まことに喜ばしいことであり、今後も活躍が期待されます。

みなさんの周囲の話題を広報係までお寄せください。また市政に対するご意見やご質問をお寄せください。

あて先 福生市役所企画調査室

広報係(電話51-115
1 1 内線212)

※集う仲間は今月は休みます。

ことを考え、助け合いながら行動する。
二、地震に対するふだんの心がまえ
ふだんのそなえや対策を立てておく

イ、万一のとき家具が倒れたり、棚のものが落ちないようにしておく。
ロ、石油ストーブなどは、燃え易いものが落ちたり倒れたりしない場所で使う。
ハ、プロパンガスのボンベは倒れないようひもで固定し、ふだんから使い終わったら元栓をしめる習慣をつける。

二、発火性、引火性の危険物や化学薬品は倒れたり落下したりしないよう保管する。
ホ、消火用水や消火器の準備をしておく。

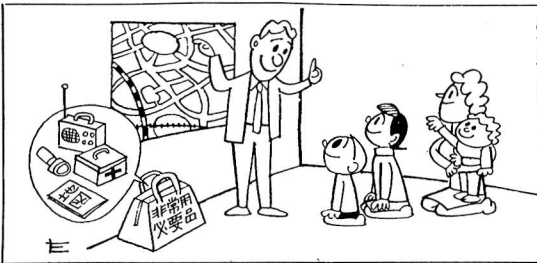
ヘ、避難場所、避難路を知っておく。建物のない広場(建物から最低三〇〇メートルはなれたる場所が安全)を覚えておく。
ト、非常持出し品を準備しておく。

現金、貯金通帳、証券類と印鑑、貴重品などのほか、懐中電灯、トランジスタラジオ、当座の食物、飲み

すわ!地震

そんな時の用意に
みんなで避難コースと
避難場所をたしか
めておきましょう

水、薬品などをまとめておき、避難するときにすぐ持出せるようにしておく。
チ、地震のときはお互いに助け合って行動できるように、ふだんから町会の人たちと話し合い連絡し合う。



都市計画“住みよい街づくりシリーズ”



③ 都市計画への市民参加

今回は都市計画を具体化するところについての市民参加について、ふれてみます。

▽ 知事が定める都市計画

都市計画は、「街づくり」の計画ですから、住民の意見を十分に反映し、住民参加のもとに民主的に定めなければなりません。このため、知事が都市計画の案を作ろうとする場合、必要があると認めるときは、まず最初に公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとされています。

これは、都市計画の案がまだ固まっていない段階で、住民の基本的な考え方や意見を聞き、それを都市計画に反映せよとするものです。先に決定しました市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を定める場合とか、用途

地域の再検討、都市の将来をある程度決定するような地域地区の再編成、道路網の再検討などのように、「街づくり」の骨格を定めようとする場合には、公聴会、説明会、説明書の配布等のうち、最も適当な方法で行なわれることとなります。

つぎに、知事は東京都の公報その他の方法で都市計画を決定しようとしている旨を公告するとともに、その都市計画の案を住民に見せることとなります。

この公告と縦覧は、前述の公聴会の開催などとは違って、すべての都市計画について行なわれます。ですから公告があったときには、住民及び利害関係者は縦覧期間満了の日までに縦覧された都市計画の案についての意見を書面で知事宛に提出することができます。

なお都市計画は知事が定めるものについても、地元の市などにとっては、都市のあり方を決定する重要な事項となりますから、あらかじめ市の意見を聞き、かつ、都市計画地方審議会（注参照）の検討を経てから決定することになります。

縦覧期間中に意見書が提出された場合は当然この審議会で審議されることとなります。また知事が都市計画を決定する場合も重要な関係があるもの等については、

あらかじめ建設大臣の認可を受けなければならないことになっていきます。

以上のようにして都市計画が決定されますと、知事はその旨を告示し、その日から効力を生ずることとなります。

また、知事は決定した都市計画の関係図書の写しを建設大臣及び関係市町村長に送付することになっていきますので、それ以外の事務所において都市計画の図書または写しを見るすることができます。

▽ 市（町村）が定める都市計画

市が、都市計画を定める場合におきまして、その案を作成しようとする段階で必要があると認めるときは、都市計画の基本的なあり方について、公聴会の開催等により、住民の意見を反映させるために必要な措置をとることとされています。

また、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ市の広報、その他市で定める方法でその旨を知らせ、公告の日から二週間、都市計画の案を縦覧することになります。この間に住民及び利害関係者は、市あてに意見書を提出することができます。

なお、都市施設に関する都市計画を定めようとするときに、その都市施設の管理予定者が明らかで

あれば、市はその管理予定者とならかじめ協議することになります。

このような手続を終えた後、知事の承認をうけて都市計画を決定することとなります。

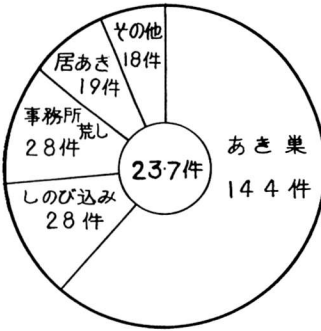
この承認は、市が定めようとするすべての都市計画について受けなければならないことになっていきます。これは、適正で合理的に定められるようにする必要があることと、市が定める都市計画が、知事の定める都市計画に適合しているかどうかを十分に審査検討し、都市計画の一体性を確保する必要があるからです。

知事は、この承認をしようとするときには、あらかじめ、都市計画地方審議会の検討を経ることとされています。（趣旨は知事の場合と同じです。）

決定後は、写し等を建設大臣及び知事に送付し、知事の場合と同様に縦覧することになります。

なお、市における都市計画審議会については、都市計画上、設けることと規定はありませんが、地方自治法の規定によって審議会を設けることができますので、市にも原則として都市計画に關し学識経験のある者、議会の議員、市の職員等が構成する審議会を設け、知事や市が定める都市計画に對し、市としての意見等について審議するよう建設省から指導されています。

侵入・窃盗 件数 (福生市内) (45.1 - 45.12)



行楽期の春は、毎年あき巣の被害が急激にふえる時期です。特に福生市は被害が多く、昨年の福生署管内での侵入、窃盗などによる被害四六五件のうち、約五〇%の二三七件が発生しています。特に多いあき巣は、一年のうちで三月～四月の春先に被害が集中しています。

侵入、窃盗などによる被害は別表のとおりですが、いずれも、ちょっとした注意で防げるもので、お出かけになる時は、必ずカギをかけ、また隣近所にひと声をかけておきましょう。

お出かけは 「ひと声」かけて「かぎ」かけて 「春に多いあき巣」に注意!!

- **あき巣**
ルスにしている家(部屋)には、お金や品物などを盗むもの
- **し の び 込 み**
夜間、家人が寝ている間に屋内には、お金や品物などを盗むもの
- **事務所荒し**
会社などの事務所には、お金や品物などを盗むもの
- **居あき**
昼寝や食事などをして、お金や品物などを盗むもの

- ▽ **アキ巣ドロボー**はどんなところに目をつけてルスを見分けているのでしょうか。その方法はいろいろあるようですが、最近、警察につかまったあき巣ドロボーの告白を紹介しましょう。
- ▽ 昼間から雨戸やカーテンが、ピチッとしまっているところに目をつけた。
- ▽ 夜、道路からみて、電灯のついていない家やアパートの部屋に目をつけた。
- ▽ 中廊下式のアパートでは、まづ玄関の下駄箱を見て、スリッパがあれば「あー、○号室はルスだな」とわかった。
- ▽ 新聞や郵便物などが、郵便受けや玄関のスキ間から、はみ出したままの状態からルスとわかった。
- ▽ 牛乳ビンが何本も勝手口などに配達されたままになって、そのを見て、ルスとわかった。
- ▽ このようないろいろな方法で、つぎのようないろいろな工夫をして出かけることがたいせつです。

こんな家が 被害をうける

「ドロボー」の告白から!!



- ▽ 明るいうちに帰宅するときはなるべく雨戸はしめないようにする。戸締りは主錠のほか補助錠をつけて。
- ▽ カーテンは、全部しめきらないで、全部ひいておく。
- ▽ 帰宅がおそくなるようなときは、ふとんや毛布などの寝具類洗たく物はとり入れておく。
- ▽ 暗くなると、タイムスイッチで電灯がつくようにしておく。
- ▽ 新聞など、毎日配達されるものは、忘れずに取り入れておく。(一日～二日ルスにするときは、必ず隣近所に預ける)

福生市には、福生市都市計画審議会があります。

都市計画を定めるにあたって、住民の参加する機会を設け、できるだけ住民の意見をとり入れるようとしておられますので、積極的に都市計画の決定に参加し、意見を反映していただくとともに、ご理解とご協力によりみんなでよりよい「街づくり」に協力しあう姿勢が必要であると考えます。

※ **都市計画地方審議会**とは

学識経験者や国の各機関の長、ならびに都議会議員、市(町村)長および、市(町村)議会議長の代表者等で構成され、都市計画の公正な判断や、各種の行政機関との調整を図るために設けられているものです。



水洗便所の汲取料を一部無料化 お申込みはお早めに

ご承知のように東京都二三区ではすでに、し尿浄化槽清掃料金の一部軽減が実施されておりますが、福生市でも昭和四十六年度からつぎのとおり一部無料化を実施いたします。

ため水洗式の場合

一般世帯および一般世帯以外で便所がため水洗式（水洗をなしし尿を便所→汲取槽）に貯留して汲取をする式）の場合は、市指定の届出用紙を市役所衛生課に届出した世帯（貸家やアパートなどはその所有者）に限り、市が年間二、〇〇〇円を負担します。

該当者は市役所衛生課環境衛生係に届出をしてください。
届出期間 昭和46年4月20日から

随時
なお、アパートだけは汲取槽の容量によりつぎのように負担します。（料金表から抜粋）

容積 処理対象人員 負担額
 二〇m³ 十人 四三〇〇円
 二・五〃 十五〃 四八〇〇〃
 一〇〃〃 四〇〃 七二〇〇〃
 一五〃〃 九〇〃 一二三〇〇〃
 一五〇〃〃 一四〇〃 一七二〇〇〃

浄化槽式の場合

一般世帯および一般世帯以外で便所が水洗式となっていて、し尿を浄化槽で処理する場合、建築基準法と消滅法により、東京都に設置届がされている浄化槽のみ一年回収集経費相当額を市が負担します。

93%が進学

福生高校へは45名

Ⅱ 中学卒業生の進路Ⅱ

昭和四十五年度の卒業生は一中が二九二名、二中が一九〇名で、合計四八二名が高校へまた表社会へと果立っていきました。

このうち93%が進学で、内訳は

都立高が53%、また私立高が40%です。男女とも商学科や農畜関係への進学が少なく、普通科が多いのは、昨年と同じ傾向です。
また今年の都立高は多くの入学辞退者が出ましたが、一

進路状況

区分	分數	男	女
卒業生	231	251	
高専	1	0	
都立高校	普通	83	89
	商業	1	28
	農工	42	0
私立高校	普通	3	10
	商業	129	127
	農工	58	102
定時制	普通	0	7
	商業	24	0
	農工	82	109
訓練所	(5)	3	
職業	各種	5	4
	職事	10	3
	家庭	2	3
未定		2	2

未届の浄化槽は青梅保健所へ早急に届出してください。
書類はし尿浄化槽を設置した工事店にありますのでお聞きください。

また、お手数ですが市役所衛生課環境衛生係にも届出をお願いします。

なお、お問い合わせは、市役所衛生課環境衛生係（電話 51-1-5111内線247）へ

教育委員に

井上卓三さん再任

三月の定例議会で、井上卓三さん（62歳）が教育委員として再び選ばれました。

教育委員は教育長を含めて五人ですが、任期は四年で議会の同意をえて市長が任命し、教育行政に力を注いでください。

レコードコンサートへ

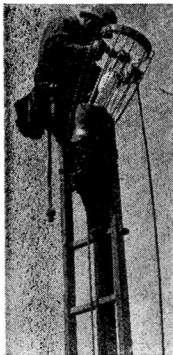
お出かけください

つぎにより、レコードコンサートを開きますのでおさそい合わせのうえお出かけください。
日時 4月25日（日）
午後6時から午後9時

曲目 サイモンとガーファンクルの最近のヒット曲を4チャンネルで

場所 福祉会館視聴覚室
お問い合わせは、教育委員会社会教育係（電話 51-1-5111内線279）へ

※四月は固定資産税第一期分の納期です。



写真は代替作業
もうこのようなことのないように……

公園を大切に……

照明灯や便所をこわさないで……

春になり、市内の公園はにぎわっておりますが、公園の照明灯や便所がめっちゃめっちゃにこわされ、全く困っています。

特に柳山公園の照明灯は、心ない人が石を投げつけるため全部こわされ、三月二十四日二十五万円をかけ新しく全部とりつけてから毎年とりかえているありさまです。いったい、こんなことがいつまで続くのでしょうか。

また便所の破損もひどく、現在市内の公園で使用できるものは一つもありません。石をいっばい便槽に投げ入れるため、吸みとりもできず悪臭をはなち市としても修理もできない、あります。

みなさん、公園は市民全体の庭として、みんなできれいにいたしましょう。いたすらをしている人を見たらみんなで注意してください。

中小企業振興資金制度

のご利用を

限度額は二〇〇万円まで

市内で商工業を営む方を対象に現在、福生市中小企業振興資金融資制度を設けてありますので、ご希望の方は大いにご利用ください。

一、融資種類及び限度額

運転資金 一〇〇万円以内
設備資金 二〇〇万円以内

二、申込者の資格

ア、市内に住所及び事務所を有

し、引続き一年以上同一場所
で同一事業を営む中小企業者
イ、市税年額三〇〇円以上の
納税義務者で、すでに納期を
経過した分の市税を完納して
いること

ウ、確実な連帯保証人一人以上
ならびに東京信用保証協会、
または東京都農業信用基金協
会の保証を有すること。ただ
し、五〇万円以下の場合には保

証協会の保証は必要としない
エ、現にこの制度の融資を受け
または保証をしていないこと
三、連帯保証人の資格

ア、市内に三年以上引続き居住
していること。

イ、市税年額一万円以上の納税
義務者で納期の経過した分を
完納していること。
ウ、現にこの制度の融資を受け
または保証をしていないこと

エ、福生市商店街協同組合の組
合員で融資額が五〇万円以下
の場合、連帯保証人は、協同
組合がかわって保証すること
ができる。

四、貸付利率

年八・八%以内、ただし、保
証協会の保証がある場合は年八
・四%以内

五、償還方法

運転資金は据置期間を含めて
一年以内の月賦償還とする
設備資金は据置期間を含めて
三年以内の月賦償還とする
据置期間は貸付けた月から三
か月とする。

六、申込場所

福生市商工会事務所
なお、くわしいことは市役所経
済課商工係(電話 51-1511
内線261)または、福生市商工
会(電話 51-2927)へ

第三小細谷勇太郎校長 退職 後任に木村不二夫氏

第六小校長は 鈴木信也氏

市内の教員異動

四月一日付で東京都教育委員会
による先生方の異動がありました
が、福生市では第三小学校校長
谷勇太郎先生が退職され、後任に
木村不二夫先生(前杉並第七小
頭)がまた、四月から開校した第
六小学校長には鈴木信也先生(前
三鷹第七小頭)が就任されまし
た。なお市外へ転出された方は十
六名、転入は十三名、新規採用者
は十名です。

教頭以上の異動及び退職者はつ
ぎのとおり(敬称略)

- 退職 第三小校長 細谷勇太郎
- 第三小教諭 吉野チエ・第
一教諭 田村君子・功力春水
- 転入 第三小校長 木村不二夫
- 第六小校長 鈴木信也・第六
小教頭 伊藤裕之(前奥多摩町
立日原小教頭)
- 指導主事 宮田一孝(前日野市
指導主事)

転出 第三小教諭 田中春男

- (小河内小教頭に)・第四小教
諭 乙津房子(南松原小教頭に)
- ・第四小教諭 高崎伊平(日原
小教頭に)・第一中教諭 内田
一(平井中教頭に)

公害事務の一部を 市で取り扱います

福生市内の工場の設置、変更等
の認可及び指定作業場の設置、変
更の届出に関する公害事務は、今
まで西多摩事務所を取り扱って
いましたが、四月一日からは福生市
役所公害係で取り扱うことになり
ましたのでお知らせします。

新鋭消防車と 広報車を購入

このたび、福生地区消防組合消
防本部では消防自動車一台と査察
広報車一台を購入しました。

消防自動車は、一般火災はもち
ろん小規模な油脂火災のほか火災
以外の災害にも対処できる器具も
備えています。

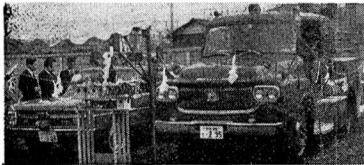
また、査
察広報車
は、火災や
その他災害
時の広報の
ほか、救急
車として使
用でき、今
後の活動が
期待されま
す。

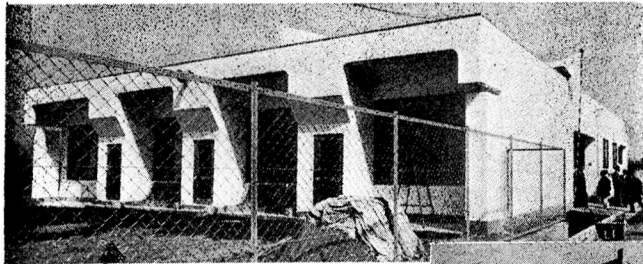
⑦ 減少する農業規模

福生市の農業規模は年々減少
しておりますが、45年2月1日
現在農家世帯は全世帯の2.8%

にあたる323世帯(1,842人)で、このうち専業は4、
農業を主とするもの8、その他311が兼業です。また
耕地面積も一戸あたり33.5アールで、23市の中で最小
です。主要農作物の収穫面積をみますと水稲 2,957ア
ール、陸稲 1,308アール、小麦 1,487アール、馬鈴薯
500アール、甘藷 429アール、とうもろこし 208ア
ール、大根 205アールの順です。

なお、家畜飼養頭数は鶏3,436、豚113、乳用牛71、
役用肉牛5、山羊1となっています。





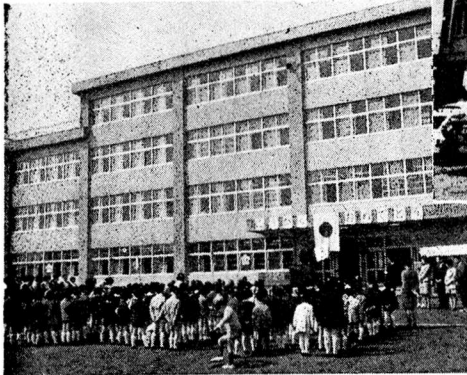
完成した 3つの建設事業 =4月からスタート=

▲ 市立つくし保育園

福生市熊川1898
63名が入園・保母6名 総工費約 2,600万円

▼ 市立第6小学校

福生市福生1402
45年度まで1小分校でしたが第6小として独立 11学級 生徒 396名 教諭17名



▲ 福生地区消防署

福生市福生1065
ポンプ車3台(水槽付1台)、救急車1台、
広報車1台常設 職員58名
総工費 4760万円



② 多摩川と筏

清流に棹さしてスイスイと通る筏師の姿は一幅の日本画の如きものがあるが、かつては多摩川にも筏を見る事ができた。これは青梅の奥で伐採した材木を江戸の深川まで運ぶ最良の方法であった。その起源は、山林伐採記録からして、元禄七年(一六九四年)頃からともいわれるが明らかではない。

雑木林の伐採からすれば、もつと早くから雑木筏としてあったのではないかと思われる。しかし、もともとこの筏は木材の需要の急増を青梅に求めたのに起因するので、江戸の大火のあった明暦三年(一六五八年)から天和二年(一六八二年)の頃に生まれるように思われる。

青梅市福島家の古文書(三田の清水利家にも筏に関する古文書がある)には、寛保二年(一七四三年)と天保(一八四四年)までの筏師の数は百名内外である。もっとも筏師とは厳密には筏を

取扱う元締めを指し、実際の筏乗りは別に雇ったものらしい。いずれにしても筏の起源は一六〇〇年代の頃と推定されるが、三田領四十二ヶ村の者が、筏師組合を組織して、種々の陳情請願がなされているのから推すと、その運営はいろいろな問題があったようである。

まず第一の関門である羽村の堰の通過(運上)について享保六年(一七二一年)に高札として「水門際より式拾間置幅四間之所筏可通者也」というのが出され、また負担金と課税金(冥加金)と納金)・営業免許に対する報償金などがあり、これについての陳情が安永二年(一七七三年)頃に出されている。

「きょうは山さげ、あすは青梅さげ、いわれたが、羽村の堰おとし」といわれたが、府中で一泊、沢井と六郷間十四里半(約六十キロ)を二日、帰りは徒歩で府中経由であったが、明治の頃手当日十五円(米一俵六十キロ六円当時)であったので、ずいぶん高額であるが、使い果した者もあり「行きはよいよい、帰りはこわい」で、さすがのいなせの筏師も、一夜明けてトボトボと多摩川辺りを歩いて帰った姿が想像される。

玉川に筏流るる水紅し
友里一芭蕉庵
(福生市文化財調査会編)